

# 本人からの同意を得なくても 個人情報を提供できる場合（例）

【内閣府国民生活局ホームページより該当部分を転載】

以下の場合、例外として本人から同意を得なくても、本人以外の者に個人情報を提供することができる。

## （1）法令に基づく場合（個人情報の保護に関する法律23条1項1号）

- 警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合
- 弁護士会から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士会照会があった場合

## （2）人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合（23条1項2号）

- 大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合
- 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合

## （3）公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（23条1項3号）

- 地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合

## （4）国等に協力する場合（23条1項4号）

- 税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合